

# 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省3-2-2)

施策名	2-2 データ利活用		担当部局・課室名	商務情報政策局 総務課		政策評価実施予定時期	令和4年8月	
施策の概要	①IoT、ビッグデータ、AI等の革新的技術を活用した先進事例の発掘とその面的拡大、その基盤となるデータ流通環境の整備、②企業のIT投資の促進、③行政における積極的なオープンデータ化(政府のIT化)により、第4次産業革命を実現する。					政策体系上の位置付け	2 産業育成	
達成すべき目標	日本再興戦略の柱の一つである「世界最高水準のIT社会の実現」に向け、オープンデータやビッグデータの利活用の促進などの政策を実施し、世界最先端のIT利活用社会を実現する。			目標設定の考え方・根拠	ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化を受けて、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、「世界最高水準のIT社会の実現」と記載されている。			
施策の予算額(執行額) (百万円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済財政運営と改革の基本方針(令和3年6月18日閣議決定)</li> <li>・成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)</li> <li>・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)</li> <li>・統合イノベーション戦略2021(令和3年6月18日)</li> <li>・デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)</li> <li>・サイバーセキュリティ戦略(令和3年9月28日閣議決定)</li> <li>・AI戦略2021(令和3年6月11日決定)</li> </ul>			
	13,210 (10,564)	9,517 (8,897)	5,723					

## 【測定指標】

測定指標(定量的)	基準値		目標		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					施策の進捗状況(実績)						
	基準年度	目標年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 IoTや、ビッグデータの解析などを含むAIを活用している企業比率(株式会社日本政策投資銀行「企業行動に関する意識調査結果」)	5%	30年度	28%	令和4年度	-	5%	8%	18%	23%	28%	「世界最高水準のIT社会の実現」に当たっては、ビッグデータ、AI等の革新的技術の活用を促進することが重要。活用ニーズがある、活用検討段階の企業約28%(H30年度時点)を、活用へ昇華させるべく各政策を推進。
					-	5%	12%	16%	-	-	
2 GビジネスへのAPIアクセス数	7,300万件	令和元年度	30,000万件	令和3年度				8,000万件	30,000万件		「世界最高水準のIT社会の実現」に当たっては、行政機関の保有するデータを誰もが利用することができるオープンデータとして提供し、利活用を進めることが重要であることを踏まえ目標を設定。令和3年度の目標値については当初10,000万件としていたが、令和2年度に15,800万件を達成(令和府元年度実績の約2倍)したことから、令和3年度の目標値を30,000万件(令和2年度実績の約2倍)に改めた。
							7,300万件	15,800万件	-		

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	令和3年度 行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
1 情報処理の促進に関する法律	-	-	-	昭和45年度	-	この法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、情報処理システムの良好な状態を維持することでその高度利用を促進し、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によって、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
2 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律	-	-	-	令和2年度	-	変化の激しいデジタル市場において、安全・安心に取引が行える環境の整備と、イノベーションの促進を両立させることが必要。このため、デジタルプラットフォームを提供する事業者の自主的かつ積極的な取組を基本としつつ、デジタルプラットフォームで取引を行う中小企業等との間の相互理解を促進することによって、取引の透明性、公正性を向上させるために必要な措置を講ずる。	-	-
3 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律	-	-	-	令和2年度	-	5Gや、高性能なドローンをはじめとする高度な情報通信技術を活用したシステムは、今後急速に普及し、国民生活及び経済活動、ひいては我が国の安全保障の重要な基盤となることが見込まれる。こうしたシステムの開発供給及び導入が、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われ、安全・安心が確保されることが重要。また、システムの開発供給及び導入に向けては、関連する我が国の産業競争力の強化に戦略的に取り組むとともに、速やかに全国展開を進め、地方創生の切り札として、人手不足や高齢化等の課題解決にも寄与するような新事業の創出を促進することも重要。このため、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を促進するために必要な支援措置を講ずる。 また、高性能な半導体は、デジタル化の進展で自動車・医療機器等の様々な分野での活用が拡大する一方、地政学的な事情からグローバルなサプライチェーンが影響を受けるリスクが高まっており、我が国における生産能力の確保は、産業基盤の強靱化、戦略的自律性・不可欠性の向上の観点で喫緊の課題。こうした状況を踏まえ、事業者による高性能な半導体の生産施設整備等への投資判断を後押しし、国内における安定的な生産の確保に資するよう、令和4年から、高性能な半導体生産施設整備等に係る計画認定制度を創設し、認定された計画の実施に必要な資金に充てるための助成金交付等の支援措置を講じる。	-	-
4 DX推進指標	-	-	-	令和元年度	-	本指標は、各企業が簡易な自己診断を行うことを可能とするものであり、経営幹部や事業部門、DX部門、IT部門などの関係者の中で現状や課題に対する認識を共有し、次のアクションにつなげる気付きの機会を提供することを目的とする。	-	-
5 デジタルガバナンス・コード	-	-	-	令和2年度	-	顧客や投資家等の視点にも留意しつつ、各企業が目指すべきデジタルガバナンスのあるべき姿を示し、それに向けた達成状況を可視化し、各企業の状況を客観的に評価することによってDXの推進を図ることを目的とする。	-	-
6 電子経済産業省構築事業(事務費)	※	※	※	※	-	※	-	0058
7 Connected Industries推進のための協調領域データ共有・AIシステム開発促進事業	※	※	※	※	1	※	-	0059
8 経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業	※	※	※	※	2	※	-	0060
9 我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備	※	※	※	※	2	※	-	0061
10 規制改革推進のための国際連携事業	※	※	※	※	2	※	-	0063
11 AI人材連携による中小企業課題解決促進事業	※	※	※	※	1	※	-	0064
12 デジタル取引環境整備事業	※	※	※	※	1	※	-	新21-0007

※【達成手段一覧】に係る各種予算事業の「予算額計(執行額)」、「開始年度」、「達成手段の概要等」については、下記URL先の行政事業レビューシートを参照。

○令和2年度以前事業([https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/review2021/saisyu/1-2saisyu.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2021/saisyu/1-2saisyu.html))

○令和3年度開始事業([https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/review2021/saisyu/2-2saisyu.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2021/saisyu/2-2saisyu.html))